

京都府森林吸収量認証制度審査基準

制定 平成28年3月10日

公益社団法人 京都モデルフォレスト協会

1 対象森林

認証の対象とする森林は、持続可能な森林管理が見込まれる以下のものとする。

- ①京都府豊かな緑を守る条例に基づく森林利用保全重点区域に指定された森林
- ②知事、市町村長等により森林整備の協定が締結された森林
- ③F S C（森林管理協議会）森林認証又はS G E C（緑の循環認証会議）森林認証を受けた森林
- ④森林法第11条の規定による森林施業計画・経営計画が作成された森林
- ⑤その他特に必要と認められる森林

2 森林所有者及び地番の確認

実施個所の森林所有者と地番を確認し、その確認方法を審査記録調書に記入する。

3 面積の確認

申請図面及び現地確認により行う。

4 森林の保全及び整備の内容について

写真及び現地確認により、審査記録調書の項目ごとに確認する。

5 森林整備の基準

①植栽

植栽密度は以下を標準とする

スギ・ヒノキ—2,000本/ha以上

マツ・広葉樹—3,000本/ha以上

②下刈り

植栽木の生長を促進するための適切な作業がなされているか（原則として雑草木が全面刈り払ってあること）

③除伐・整理伐

健全な森林の生長が見込まれること

④間伐

間伐率が概ね20%以上であること

付 則

この審査基準は、平成28年3月10日から施行する。

審査記録調書

申請者		申請月日	
樹種		総合判定	適・否
森林の所在地	(確認方法)		
森林の所有者	(確認方法)		
作業種		審査の方法	判定
植栽	地拵え		適・否
	苗木の状況		適・否
	植栽方法		適・否
下刈り	刈り払い状況		適・否
除伐・整理伐	不良木淘汰		適・否
	刈り払い状況		適・否
間伐	伐採率		適・否
	伐採木の処理		適・否
その他			適・否
			適・否
			適・否
出来高面積			適・否

平成 年 月 日

審査者職氏名

印